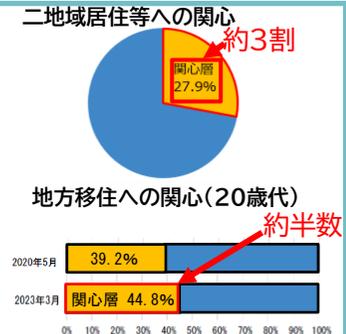


広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律

令和6年5月15日成立、同年5月22日公布。公布日から6月以内で政令で定める日から施行 ⇒ **令和6年11月1日施行**

背景・必要性

- コロナ禍を経て、UIターンを含めた若者・子育て世帯を中心とする二地域居住へのニーズが高まっていることから、地方への人の流れの創出・拡大の手段として、二地域居住の促進が重要。しかし、その促進に当たっては、「住まい」「なりわい(仕事)」「コミュニティ」に関するハードルが存在。
- このため、二地域居住者向けの住宅、コワーキングスペース、交流施設等の整備や、市町村による地域の実情を踏まえた居住環境の整備の取組に対する制度的な支援が必要。
- そこで、**二地域居住**の促進を通じた広域的地域活性化のための基盤整備を一層推進し、**地方への人の流れの創出・拡大**を図ることが必要。



法律の概要

※1 法律上は「特定居住」

1 【都道府県・市町村の連携】 二地域居住※1促進のための市町村計画制度の創設

- 都道府県が**二地域居住**に係る事項を内容に含む広域的地域活性化基盤整備計画を作成したとき、市町村は二地域居住の促進に関する計画(**特定居住促進計画**)を作成可能
- 特定居住促進計画には、地域における**二地域居住に関する基本的な方針、拠点施設の整備に関する事項**等を記載するものとし、当該計画に定められた事業の実施等について**法律上の特例**を措置(住居専用地域において二地域居住者向けのコワーキングスペースを開設しやすくする等)
- ⇒ 空き家改修・コワーキングスペース整備について支援<予算>
- 市町村は、都道府県に対し、**二地域居住**に係る拠点施設と重点地区をその内容に含む**広域的地域活性化基盤整備計画の作成**について提案が可能

都道府県 (広域的地域活性化基盤整備計画)

- ✓ 広域からの来訪者(観光客等)を増加させるインフラ(アクセス道路等)の整備事業等【現行】
- ✓ **二地域居住**に係る拠点施設【新設】
- ✓ その整備を特に促進すべき重点地区【新設】
- ⇒ インフラ整備(都道府県事業)について社会資本整備総合交付金(広域連携事業)により支援<予算>

市町村 (特定居住促進計画)【新設】

- ✓ 特定居住促進計画の区域
- ✓ **二地域居住**に関する基本的な方針(地域の方針、求める二地域居住者像等)
 - * 住民の意見を取り入れた上で公表し、地域と二地域居住者とを適切にマッチング
- ✓ **二地域居住**に係る拠点施設の整備
- ✓ 二地域居住者の利便性向上、就業機会創出に資する施設の整備
 - * 事業の実施等について法律上の特例を措置
- ▼整備イメージ



<住宅>



<コワーキングスペース>



2 【官民の連携】 二地域居住者に「住まい」・「なりわい」・「コミュニティ」を提供する活動に取り組む法人(二地域居住等支援法人※2)の指定制度の創設

※2 法律上は「特定居住支援法人」

- 市町村長は**二地域居住促進に関する活動を行うNPO法人、民間企業(例:不動産会社)等を二地域居住等支援法人として指定可能**
- 市町村長は空き家等の情報、仕事情報、イベント情報などの関連情報を情報提供(空き家等の不動産情報は本人同意が必要)
- 支援法人は、市町村長に対し、特定居住促進計画の作成・変更の提案が可能
- ⇒ 支援法人の活動について支援<予算>

3 【関係者の連携】 二地域居住促進のための協議会制度の創設

- 市町村は、特定居住促進計画の作成等に関し必要な協議を行うため、当該市町村、都道府県、二地域居住等支援法人、地域住民、不動産会社、交通事業者、商工会議所、農協等を構成員とする**二地域居住等促進協議会※3**を組織可能

※3 法律上は「特定居住促進協議会」

- 【目標・効果】二地域居住の促進により、地方への人の流れの創出・拡大を図る(KPI)
- ① 特定居住促進計画の作成数: 施行後5年間で累計600件
 - ② 二地域居住等支援法人の指定数: 施行後5年間で累計600法人

空家法の空き家等対策計画に基づき市区町村が実施する空き家の除却・活用に係る取組や、NPOや民間事業者等が行うモデル性の高い空き家の活用・改修工事等に対して支援（事業期間：平成28年度～令和7年度）

■ 空き家の除却・活用への支援（市区町村向け）

<空き家対策基本事業>

- 空き家の**除却**（特定空家等の除却、跡地を地域活性化のために計画的に利用する除却等）
- 空き家の**活用**（地域コミュニティ維持・再生のために10年以上活用）
- 空き家を除却した後の**土地の整備**
- 空き家の活用か除却かを判断するための**フィージビリティスタディ**
- 空家等対策計画の策定等に必要**な空き家の実態把握**
- 空き家の**所有者の特定**

※上記6項目は空き家再生等推進事業（社会資本整備総合交付金）でも支援が可能

- **空家等管理活用支援法人**による空き家の活用等を図るための業務

R6拡充

<空き家対策附帯事業>

- 空家法に基づく代執行等の円滑化のための**法務的手続等**を行う事業（行政代執行等に係る弁護士相談費用、財産管理制度の活用に伴い発生する予納金等）

<空き家対策関連事業>

- 空き家対策基本事業とあわせて実施する事業

<空き家対策促進事業>

- 空き家対策基本事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業

■ モデル的な取組への支援（NPO・民間事業者等向け）

<空き家対策モデル事業>

- 調査検討等支援事業（ソフト）
（創意工夫を凝らしたモデル性の高い取組に係る調査検討やその普及・広報等への支援）
- 改修工事等支援事業（ハード）
（創意工夫を凝らしたモデル性の高い空き家の改修工事・除却工事等への支援）

※モデル事業の補助率

調査検討等：定額 除却：国2/5、事業者3/5 活用：国1/3、事業者2/3

<補助率>

空き家の所有者が実施

| 除却 | 国 | 地方公共団体 | 所有者 |
|----|-----|--------|-----|
| | 2/5 | 2/5 | 1/5 |

※市区町村が実施する場合は国2/5、市区町村3/5
※代執行等の場合は国1/2、市区町村1/2

空き家の所有者が実施

| 活用 | 国 | 地方公共団体 | 所有者 |
|----|-----|--------|-----|
| | 1/3 | 1/3 | 1/3 |

※市区町村が実施する場合は国1/2、市区町村1/2

空家等管理活用支援法人が実施

| 支援法人による業務 | 国 | 地方公共団体 |
|-----------|-----|--------|
| | 1/2 | 1/2 |

空き家の活用



地域活性化のため、空き家を地域交流施設に活用

事業概要

地方都市の持続可能な発展に向けて、移住・二地域居住の推進、地方の定住促進を図るため、立地適正化計画策定済み市町村が、特定居住促進区域を設定した場合等に、誘導区域等で、使われなくなった公共公益施設を活用したテレワーク拠点施設（コワーキングスペース等を含む）の整備や移住・二地域居住に資するソフト事業に対して支援を行う。

■前提条件

- ・市町村等で移住・二地域居住に関する取り組みをこれまで積極的に行ってきたこと。
- ・市町村が立地適正化計画(都市再生特別措置法 第81条 第1項)を策定していること。
- ・市町村が、特定居住促進計画（広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律 第22条 第1項）を策定していること。
（法律が施行された年度およびその翌年度に限り、計画を策定する見込みの場合も含む）
- ・当該計画に基づきテレワーク拠点施設整備とあわせて、総合的な移住・二地域居住促進策を行うこと。

- ### ■支援内容
- 【ハード】：①使われなくなった公共公益施設を活用したテレワーク拠点施設（コワーキングスペース等を含む）の整備
②上記施設に併設する関連施設（移住相談・交流スペース、子育て支援施設・キッズスペース 等）の設置
【ソフト】：③同施設で実施する移住・二地域居住に向けた交流イベント や 移住・二地域居住に関する情報発信 等

①②③の
すべてを行うこと

■交付対象

- ・市町村
- ・特定居住支援法人



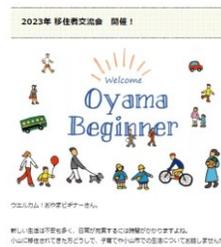
茅野市『ワークラボハケ岳』



境町『SWORK+KIDS』



小山市 移住者交流会

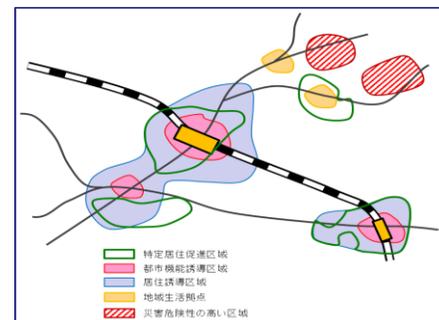


■補助率

- ・市町村： 1/2
- ・法人： 1/3（市町村が補助対象事業へ補助する場合に限る。）

■対象区域：①かつ②

- ①立地適正化計画における都市機能誘導区域、居住誘導区域、地域生活拠点のいずれかに含まれる
- ②特定居住促進計画において定める特定居住促進区域に含まれる
（法律が施行された年度およびその翌年度に限り、指定見込みの区域も含む）



【事業主旨】 広域にわたる人の往来又は物資の流通を活発にする民間等の活動を通じて地域を活性化することを目的に、複数都道府県が連携・協力して取り組む基盤整備等をタイミング良く実施するための事業。

【社会資本整備総合交付金「広域活性化事業（1）広域連携事業」の交付対象事業等】

- (1) 根拠法等：広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律
社会資本整備総合交付金交付要綱
- (2) 交付対象：都道府県（提案事業(ソフト事業等)は市町村等への間接交付も可）
- (3) 対象事業：複数都道府県が連携して作成する「社会資本整備総合整備計画（広域的地域活性化基盤整備計画を包含）」に基づく事業等
 基幹事業※：拠点施設関連基盤施設整備事業・提案事業
 関連事業：関連社会資本整備事業・効果促進事業・社会資本整備円滑化地籍整備事業
- (4) 交付期間：3～5年程度
- (5) 交付率：最大45%（関連事業については個別の法令に規定がある場合以外は1/2）

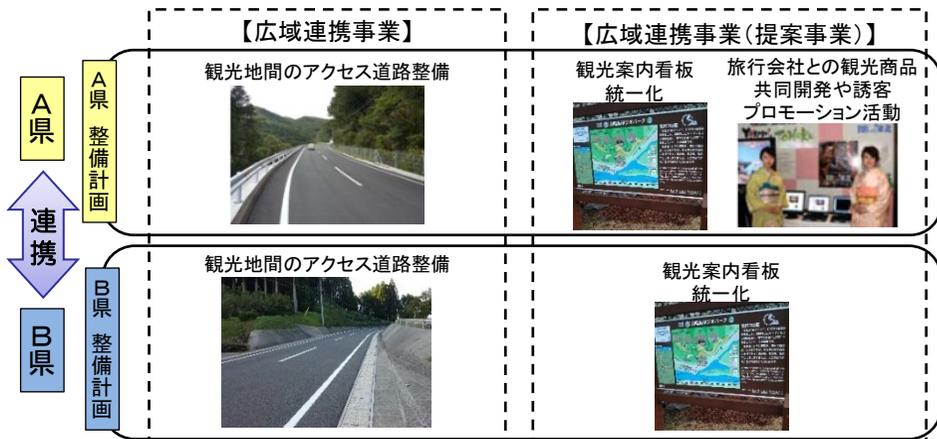
※拠点施設関連基盤施設整備事業・提案事業

広域的な地域活性化のための基盤整備に関する法律において、都道府県が実施する以下の事業等。

- ・重点地区における民間事業者等による拠点施設の整備に関する事業と一体的に実施する事が必要なもの（法第2条第3項1号の事業（道路、河川、公園、土地区画整理事業等））
- ・拠点施設において行われる広域的特定活動に伴う人の往来又は物資の流通に対応するために必要なもの（法第2条第3項2号の事業（道路、空港、港湾、鉄道事業に限る））
- ・上記と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業又は事務（提案事業）

広域連携事業のイメージ

例：広域的な観光活性化を図るため、A県とB県が連携し、観光地間のアクセス道路等を整備するとともに、観光案内看板を統一



○ 「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律」(令和6年5月)の成立を踏まえ、官民連携の核となる「特定居住支援法人」による先導的な取組のモデル形成の支援や官民共創のプラットフォームの構築を進めるとともに、二地域居住者の負担軽減や生活環境の整備等といった中長期的な課題の解決に向けた官民連携の先導的なモデル事業を支援し、二地域居住等の促進を図る。

※骨太方針2024(抜粋)

- ・関係人口の拡大や二地域居住・多拠点生活等の多様なライフスタイルの推進に向け、サテライトオフィス等の基盤整備等を行う
- ・空き家対策について、災害対策上の重要性も踏まえ、自治体への後押し等を通じた空き家の発生抑制、適切な管理、除却等の総合的な取組に加え、流通拡大や二地域居住促進を通じた利活用拡大を進める

二地域居住等の促進に向けた支援の内容

特定居住支援法人による取組の推進

・二地域居住等の促進に向けて、「住まい」、「なりわい」、「コミュニティ」に関するハードルの解決のため、特定居住支援法人として指定されたNPO法人・民間事業者等が地方公共団体と連携して行う先導的な取組を支援する。

想定される課題の例

住まい

- ・住まいとのマッチング
- ・市町村のマンパワーや専門的知見の不足
- ・賃貸住宅の確保・供給
- ・活用可能な空き家の発掘

なりわい

- ・地域交流の場の創出
- ・就職先の確保・マッチング
- ・地場産業への就労・就農への支援
- ・副業による地域の関わり合いの創出

コミュニティ

- ・地域との関係づくり
- ・二地域居住者と地域住民を繋ぐ人材の育成
- ・地域での活躍の場の創出
- ・地域の二地域居住等への理解の促進

二地域居住等の促進に向けた先導的な施策の実装

・二地域居住等促進の中長期的な課題の解決に資する交通事業者、不動産会社等の民間事業者や自治体等によるハード・ソフト一体的な実証モデル事業の実施を支援する。

<取組の内容例>

- 自治体等による二地域居住者への証明
- 住まいの滞在費や地域間の移動に伴う長距離交通費の定額化・低廉化
- 保育園、学校等に関する子育て・教育環境の整備
- 空き家の改修やテレワーク拠点施設等の整備 等



地域間の移動費のサブスク



空き家の改修(お試し居住施設) コワーキングスペース



全国二地域居住等促進プラットフォーム構築対策

・官民共創により二地域居住等の促進に向けた取組を加速化するため、地方公共団体と民間事業者、関係団体、メディア等をマッチングさせる機能を持つ全国二地域居住等促進プラットフォームの構築を支援する。

二地域居住等を通じて地方への人の流れの創出・拡大が図られ、地域が活性化

先導的な二地域居住等を促進するための取組を行う主体への支援について (R6年度)

概要

二地域居住等の促進により地方への人の流れの創出・拡大を図るため、改正法施行後は特定居住支援法人等になり得るモデル的な先行事例として、R6年度は以下の9件の取組を採択し、支援を実施

【厚沢部町二地域居住コンソーシアム（代表団体：厚沢部町）】

北海道厚沢部町

保育園留学における二地域居住向けの対応の一元化と窓口設置、住まい・仕事・コミュニティに関するサービスにおけるDX化の要件検証

【株式会社perch 新潟県佐渡市

「学び」→「実践」→「共有」の循環型体験学習プログラムを提供

【三重・松阪・香肌二地域居住推進プロジェクト（代表団体：三重県）】

三重県松坂市

二地域居住等における子育て環境の整備およびコーディネーターの育成

【合同会社KAZAMI】鹿児島県奄美市

二地域居住や移住等を見据えた「新しい働き方」創出とマッチングへの取組

【株式会社ワイズスタッフ】北海道北見市

中長期滞在を通じた、保育園送迎や地域産業とのマッチングに向けた体制づくりのための取組

【特定非営利活動法人高田暮舎】岩手県陸前高田市

「アーティスト・イン・レジデンスプログラム」による、若手アーティストや美大生等を対象とした二地域居住等の実証

【ミテモ株式会社】長野県塩尻市

シビック・イノベーション拠点スナバのコミュニティ・ゲートウェイ機能の体系化のための実証調査

【合同会社つさぎ企画】静岡県三島市・長泉町

都心通勤圏内のお試し移住物件×ビジネス接点×モビリティ等による二地域居住推進プロジェクト

【海と生きるすさみ町 親子二地域居住推進コンソーシアム（代表団体：(株)雨風太陽）】

和歌山県すさみ町

一時預かり制度・区域外就学制度を活用した未就学・就学児一体での教育環境整備、モデルツアーを通じた来訪・受入側双方の住まい・コミュニティに関する要件調査

